

# かいほう

## No.67



 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

かいほう No.67

社団法人 全国建設機械器具リース業協会



かいほう  
No.67



(社) 全国建設機械器具リース業協会

C O N T E N T S

巻頭言  
会長挨拶

社団法人全国建設機械器具リース業協会会長 角口賀敏

2

副会長  
就任挨拶

藤本副会長

4

北野副会長

北野副会長

5

小沼副会長

小沼副会長

6

協会役員名簿

7

調査報告書  
建設機械の盗難被害の報告について

8

賠償制度  
全建リース総合賠償制度支部別加入状況

11



●表紙写真  
東京都墨田区で隅田川のほとりに  
電波塔として建設中の新タワー  
「東京スカイツリー」(高さ634m)  
2012年春開業予定  
※撮影時点(高さ389m)

## 関係法令

下請事業者への配慮等について

12

## 支部だより

静岡支部

26

## 報 告

委員会活動報告

27

## 協会より

建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

32

協会支部名簿

36

あとがき

37

## 会長就任ご挨拶



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

会長 **角口 賀敏**

この度、5月26日付で新会長を拝命いたしました  
和歌山支部の角口賀敏です宜しくお願いします。

荒井前会長は平成14年10月に会長に就任され、建設業者との取引に関する価格問題の正常化や協会の財政健全化等に精力的に取り組まれました。

更に、賛助会員制度の創設等多大なる功績を考えますと、会長をお引き受けした責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。

荒井前会長始め、今回退任されました、役員の皆様には敬意を称し改めて長年の功績に対し感謝申し上げます。上げる次第であります。

さて、我が国の経済情勢は依然として大変厳しい状況にあり、公共工事・民間工事ともども減少に歯

止めがかからず、この流れは我々リース業界に取りましても大変苦しい状況であります。

そうした状況下ではありますが、今リース業は新しい時代を切り開こうとしています。業界環境が大きく変わりつつある中、会員各社が更なる飛躍を実現するためには、リース業会の地位と社会的認知度の向上が絶対条件であり、また大小を問わず会員間の情報共有を推進し、意思疎通を活発にしていかなければなりません。

そのために、支部や現場の声に耳を傾け、その生の声を協会の運営に反映させなければならぬと考えています。必要とあれば、支部の総会や研修会にも出向くつもりです。

また、技能者の技能習得意欲を増進させる観点か

ら、建設機械整備技能士の資格を取得するために、各支部で実施する講習会に補助するための経費を平成22年度予算に計上いたしました。

今後、リース業界はレンタルでの売り上げを伸ばすことは厳しい状況ではありますが、サービスマンのレベルアップにより、修理等での売り上げを伸ばす事は可能であり、引いては業界の信頼向上に結びつきます。そして建設機械のレンタル業のみではなく、総合コンサルタント業を目指すべきと考えています。

更に、公益法人制度改革につきましては、一般社団法人への移行認可に向けて本年1月、2月において全国9ブロックで新制度の説明会を開催いたしました。その後、各支部の皆様の協力を頂き無事に全国の支部を新制度でスタートする事が出来ました。今後も完全移行までお手数掛けますが、ご協力宜しくお願いします。

最後に、会員各社の皆様のご支援、ご協力のもとに職務を全うすべく全力を傾注する所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。



## ご挨拶



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

副会長

藤本 俊雄

平成22年5月の第37回定期会員総会の役員改選に当たり、引き続き副会長職を拝命致しました藤本です。角口新会長のもと北野・小沼両副会長と共に、真剣に協会運営に取り組んで参る所存であります。

又、末田前委員長の後任として流通委員長の重責を担う事となり、建機レンタル業界の正常化とそのビジネスモデルの構築のために、メーカー系・広域・地場大手レンタル様との話し合いの場面を多く持ち、歴史を突き動かして参りたい身震いしているところであります。

折しも、平成21年度の名目建設投資は前年度比10・4%ダウンの4兆2兆3000億円となる見通しで、更に平成22年度は前回予測から8200億円を上積みしたものの、前年度比9%減の3兆8兆5100億円となる見込みで、初めて1992年のピーク時の50%を割り込みました。

更に市場の収縮は避けられそうにありませんが、正に時代は、「持つから借りる」と移り変わり、我々レンタル業者も「競合から共生」と頭を切り替えて行かないと共倒れになる虞が、多分にあります。

現在、東京建設機械リース業協会の副会長兼流通委員長及び千葉協議会の代表と「3足のわらじ」を履く私と致しましては、仲間貸しの推奨とその基準価格の策定に取り組み、全国にその情報を発信して参りたいと考えて居ります。

その他にも、「法令順守（コンプライアンス）の徹底」、「環境問題への対応」、「基本管理料・サポート料制度の確立」、「災害時の復旧支援」と我々が取り組むべき問題は山積していますが、一つ一つ根気よく念入りに取り組んで参る積りです。

微力ですが、会員各社様のご協力とご鞭撻を頂きながら任期満了まで頑張つて参りたいと存じますので、宜しくお願い申し上げます。

## ご挨拶



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

副会長

**北野 一雄**

ご挨拶申し上げます。

このたび、第37回通常総会におきまして協会副会長に推挙いただき重責を拜命致しました、大阪支部 北野一雄でございます。

過去4期8年間常任理事として協会運営に携わらせて頂きましたがバブル崩壊後、日本経済の低迷と共にこの数年、私達レンタル業界は類を見ない最悪の、経営環境に陥っております。

公共工事の削減に依る建設業界の不況とレンタル機械需要の減少。価格の下落。過当競争。等々、一層の混迷を深め「危急存亡の秋（とき）」の言葉通り生き残れるか、淘汰されるか、瀬戸際の業界であります。

このような状況下での協会運営は、会員各位の厳しい要望もあり業界の健全化、活性化、安定に向けて具体的な事業活動が望まれるところであります。

角口新会長の下で微力ではありますが、一生懸命務めさせて頂く所存です。

荒井前会長始め、前役員の方々のご指導と新常任理事、理事各位のご協力並びに全国会員皆様のご理解ご支援ご鞭撻を切にお願い致します。

「本当に変な時代と厳しいレンタル業界です」心から共存共栄を願いつつ…。  
最後になりましたが、会員各位の益々のご隆盛を祈念申し上げ副会長就任のご挨拶と致します。

## ご挨拶



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

副会長

小沼 直人

会員各位におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の役員改選において、副会長をおおせつかりました小沼でございます。

浅学非才の身で誠に心許無い状況でございますが、皆様方のご支援とご協力を賜りながら、業界全体の発展と地位向上に努めて参る所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、あらためて申し上げるまでもなく、私も建機レンタル業界を取り巻く環境は誠に厳しい状況にございます。平成20年9月の所謂リーマン・ショックに端を発した未曾有の世界同時不況に巻き込まれ、輸出や設備投資が急激に減少し、個人消費も大幅に落ち込みました。さらに民主党政権への移行に伴い「コンクリートから人へ」の政策転換がなされ、我々の主たるマーケットである建設市場は極めて厳しいものとなっております。

このような厳しい経済環境を反映して、当業界の足許でレンタル価格の大幅な下落や、過当競争とさえ思われるような状況が生じ、これに伴って業績が悪化する企業が増えていることは誠に遺憾であると存じます。

また、地球温暖化防止により、排ガス3次規制から4次規制も間近に控え機械のコストアップが避けられず、適正な商品価格の維持と安定した質の高いレンタル機械（商品）の提供に取り組み、業界としての責任を全うするとともに、日本経済に対する責務と貢献をしっかりと果たすことであると考えます。

微力ではございますが、斯かる状況の是正に多少なりともお役に立つことができれば嬉しく存じます。

そしてもうひとつ、当協会にとりまして重要な課題は、公益法人改革の流れに当協会としてどのように対応するかということでございます。掘り下げた検討を着実に進めたいと思っております。

皆様と心を合わせ、ともに力強く前進して参りたいと（業界の安定と協会の発展に貢献して参りたいと）存じますので、格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



## 協会役員名簿

## 理事

役職	氏名	会社名
会長	角口 賀敏	(株) キ ナ ン
副会長	藤本 俊雄	(株) ビ ー ・ ト ラ イ
〃	北野 一雄	北 野 建 機 (株)
〃	小沼 直人	(株) ア ク テ ィ オ
専務理事	小林 良助	(社) 全国建設機械器具リース業協会
常務理事	江藤 信男	(社) 全国建設機械器具リース業協会
常任理事	伊藤 豊	(株) 大 鐵
〃	長根 常雄	(株) ほ く と う
〃	鬼丸 卓哉	(株) 城 南 建 材 社
〃	榊原 章	(株) 三 河 機 工
〃	安田 正之	サ ン キ リ ー ス (株)
〃	姫野 康通	(株) 日 商 機 械
〃	宇都宮昭憲	長 浜 産 業 (株)
〃	中野 登	(株) ナ カ ノ
〃	佐久本嘉幸	(株) 佐 久 本 工 機
〃	辻村 敏夫	西尾レントオール(株)
理事	風間 英夫	(有) 常 盤 工 業
〃	松隈 宣明	(社) 日本建設機械化協会
〃	見波 潔	(社) 日本建設機械化協会 施工技術総合研究所
〃	川嶋 俊夫	(社) 日本建設機械工業会
〃	塩路 伸世	(株) ク ボ タ
〃	崎本 孝幸	西日本コベルコ建機(株)
〃	須藤 則行	(株) 小 松 製 作 所
〃	七山 聖學	キャタピラー・ジャパン(株)
〃	辻本 治	(株) 鶴 見 製 作 所
〃	久保山英明	デ ン ヨ ー (株)
〃	松本 博明	日 立 建 機 (株)
〃	京極 勝一	ヤンマー建機販売 (株)
〃	鈴木 道広	ユアサ R & S (株)
〃	古賀 昭彦	(株) 損害保険 ジャパン

## 監事

役職	氏名	会社名
監事	寅 太郎	(株) レンタルのニッケン
〃	金子真紀子	金 子 機 械 (株)
〃	加藤 義久	日本みらい会計事務所

## 相談役

役職	氏名	会社名
相談役	荒井 敏彦	(株) 共 英

## 参 与

役職	氏名	会社名
参 与	気田 福俊	青 森 リ ー ス (株)
〃	三浦 正義	(株) 秋 田 中 央 機 工
〃	高橋 悦見	(株) セ ン ト ラ ル
〃	東海林寛次	山形県建設機械リース業協会
〃	佐藤 清二	佐藤マシナックス工商(株)
〃	酒井 安治	大 洋 電 機 (有)
〃	石塚 幸司	(株) ニッパンレンタル
〃	北條 光一	(株) 北 條 モ ー タ ー ス
〃	原 茂	(株) 原 鉄
〃	田島 潤一	(株) レ ン ト
〃	高野 泰行	(株) 高 野 工 会
〃	河崎 晴一	産建機械リース (株)
〃	吉川 喜彦	大 喜 産 業 (株)
〃	石橋久仁夫	高 石 機 械 産 業 (株)
〃	末田 芳晴	湊 川 産 業 (株)
〃	仲田 優晴	喜 多 機 械 産 業 (株)

## 建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機 械 名：	製造会社：
型 式：	製造番号： エンジン番号：
塗 装 色：	その他番号(リース会社管理番号)：
購入年度：	標準価格：

被害区分(○で囲む)	盗 難 ・ 紛 失 ・ その他( )
被害発生日時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃
被害発生場所  ○で囲む ○で囲む	社名：
	住所：
	自社・ユーザー・その他 構内・置き場・作業現場・その他
届出警察署・日時	月 日 届出
被害者名 ※所有者	社名：
	住所：
※使用者	社名：
	住所：
連 絡 先	社名：
	支店・営業所：
	担当者氏名：
	TEL： FAX：

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)  
→ → 購入先ディーラー(FAX)  
→ → → 所属支部事務所(FAX) → → → (社)全国建設機械器具リース業協会事務局  
TEL 03-3255-0511  
FAX 03-3255-0513

## 建設機械盗難調査報告書 年度別推移

調査期間	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17
受理番号	1-336	337-545	546-781	782-999	1,000-1,238
届け出件数	336	209	236	218	239
盗難建機台数計	628	366	255	226	276
被害額記入あり件数	266	180	192	174	142
被害総額計(単位：万円)	108,219	143,625	95,112	98,060	53,976
盗難建機数計	543	208	203	177	161
被害額記入なし件数	70	29	44	44	97
調査期間内の発見件数	3	4	5	7	5

調査期間	H 18	H 19	H 20	H 21	累計
受理番号	1,239-1,410	1,411-1,523	1,524-1,633	1,634-1,788	1-1,788
届け出件数	172	113	110	155	1,788
盗難建機台数計	252	129	134	295	2,561
被害額記入あり件数	69	52	61	54	1,190
被害総額計(単位：万円)	18,387	17,803	12,930	16,318	564,430
盗難建機数計	78	64	65	54	1,553
被害額記入なし件数	103	61	49	101	598
調査期間内の発見件数	2	1	0	4	31

注) H13年度はH13年7月から調査開始

### 1. 盗難発生場所別件数

発生場所	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	累計
自社敷地内	58	26	31	26	51	27	19	17	38	293
ユーザー敷地内	54	33	43	53	39	32	26	18	39	337
作業現場	220	144	148	130	136	112	64	60	76	1,090
その他	4	6	14	9	13	1	4	15	2	68
計	336	209	236	218	239	172	113	110	155	1,788

注) 上記は発見件数分も含む数値

#### 追記

1. 価格、エンジン番号は未記入が多い
2. 盗難発生時間に午前午後の明記がなく、特定できない
3. 型式・製造番号の数字・アルファベットが不鮮明で性格に記録できない
4. 標準価格：新規購入価格

## 2. 機種別盗難建機台数

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	累計
積込機械	4	1	0	0	0	0	2	0	0	7
掘削機械	101	94	85	92	91	54	40	28	48	633
クレーン	12	8	10	10	4	3	1	4	2	54
締固め機械	5	1	6	5	5	7	4	1	44	78
運搬機械	21	21	44	33	22	8	9	5	4	167
発電機	144	68	53	50	86	56	29	45	35	566
溶接機	13	6	13	8	15	17	7	4	2	85
投光機	11	5	1	2	1	0	0	0	0	20
空気圧縮機	9	2	1	3	0	1	3	2	5	26
その他	308	160	42	23	52	106	34	45	142	912
計	628	366	255	226	276	252	129	134	282	2,548

## 3. 支部別届け出件数

支部名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	累計
北海道	7	8	21	20	5	0	0	7	8	76
青森	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
秋田	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	3	1	0	2	2	8	1	1	19
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	3	2	2	1	1	3	2	1	1	16
東京	91	83	59	50	18	7	14	11	37	370
神奈川	6	3	8	0	10	4	0	1	0	32
長野	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
群馬	7	0	1	0	0	0	0	0	0	8
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	8	2	0	0	0	0	0	1	0	11
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	110	48	73	66	102	46	21	19	40	528
富山	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
石川	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	11	1	0	1	0	0	0	1	2	16
兵庫	48	23	33	19	61	68	37	30	51	370
和歌山	18	7	1	5	3	20	0	8	1	63
滋賀	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3
京都	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
中国	2	2	0	4	0	0	1	1	1	11
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州	14	26	36	46	35	22	29	27	13	248
沖縄	0	0	0	4	1	0	0	0	0	5
計	336	209	236	218	239	172	113	110	155	1,788

## 全建リース総合賠償制度 支部別加入状況表

(2010年5月計上分まで)

(単位：円)

支部名	会員数 (本社)	基本プラン		オペレーションミス特約 ＋ユーザー担保特約		合 計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	63	27	5,125,500	25	12,609,000	17,734,500	42.9%
青 森	15	5	1,710,000	5	3,803,000	5,513,000	33.3%
秋 田	12	7	938,500	7	1,174,000	2,112,500	58.3%
岩 手	9	0	0	0	0	0	0.0%
宮 城	19	8	1,244,000	7	2,270,500	3,514,500	42.1%
山 形	8	7	1,535,500	6	2,216,500	3,752,000	87.5%
福 島	24	4	595,000	3	918,000	1,513,000	16.7%
新 潟	13	4	1,208,500	3	1,256,000	2,464,500	30.8%
群 馬	7	1	144,500	1	306,000	450,500	14.3%
栃 木	12	4	518,500	3	1,106,500	1,625,000	33.3%
東 京	164	43	6,746,500	28	13,001,000	19,747,500	26.2%
神奈川	43	16	2,252,000	14	7,833,500	10,085,500	37.2%
長 野	20	1	130,900	0	130,900	261,800	5.0%
静 岡	20	2	300,500	1	102,000	402,000	10.0%
中 部	51	27	3,836,500	17	6,502,500	10,339,000	52.9%
富 山	18	4	576,500	1	340,000	916,500	22.2%
石 川	19	10	982,000	6	767,500	1,749,500	52.6%
福 井	10	5	348,500	1	93,500	442,000	50.0%
滋 賀	17	6	1,110,500	5	1,538,000	2,648,500	35.3%
京 都	8	3	357,000	2	671,500	1,028,500	37.5%
大 阪	74	7	1,098,500	4	3,855,000	4,953,500	9.5%
和歌山	20	2	554,500	2	2,818,000	3,372,500	10.0%
兵 庫	20	7	1,273,500	5	1,343,500	2,617,000	35.0%
中 国	57	10	2,128,000	10	3,843,500	5,971,500	17.5%
四 国	12	1	187,000	1	578,000	765,000	8.3%
九 州	77	19	2,722,500	16	9,723,000	12,445,500	24.7%
沖 縄	14	12	1,699,500	10	4,957,000	6,656,500	85.7%
合 計	826	242	39,324,400	183	83,757,900	123,082,300	29.3%

国総政第90号  
国総建整第276号  
平成22・02・25中第1号  
平成22年3月11日

関係事業団体代表者 殿

国土交通大臣

経済産業大臣

### 下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、雇用情勢の一層の悪化やデフレの影響など、景気を下押しするリスクも存在する状況にあります。こうした状況の下では、受注量が十分には回復していないことに加え、仕事を受注できた場合でも、発注時における買いたたき、契約後の下請代金の減額や支払遅延、割引困難な手形の交付等により、下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念されます。

特に、年度末の金融繁忙期を控え、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにするためには、親事業者が下請代金を、早期にかつ可能な限り現金で支払うことが重要です。

こうした厳しい経済情勢をかんがみ、政府は昨年12月に緊急経済対策を取りまとめ、中小企業の資金繰り対策などの実行性ある政策に重点的に取り組むとともに、下請代金支払遅延等防止法等の関係法令の厳格な運用と違反行為への厳正な対処も行ってありますが、一方で、全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」における相談件数が昨年度の実績を既に上回るなど、各種相談窓口において多くの相談が寄せられています。

弱い立場におかれている下請事業者が自ら親事業者に対し改善を申し入れることは困難な場合が多いこと、下請中小企業振興法第3条に基づく振興基準（別紙参照）の遵守の重要性が一層高まっていることから、政府としては、昨年11月の要請に加え、改めて本書面を発出し、振興基準の遵守等を始めとする別記の事項について、貴団体傘下の親事業者に対して、幅広く周知し、遵守するよう要請していただきますようお願いいたします。また、今月末までに貴団体における取組状況（予定を含む。）について、書面にて御報告頂きますようお願いいたします。

## 記

## 1. 振興基準の遵守について

厳しい経済情勢等において、以下の事項を遵守することが特に重要であり、これらを始めとする振興基準の遵守につき、貴団体の理事会その他の会議の場で周知する、会報やホームページ等に掲載するなど、貴団体傘下の親事業者に対して周知徹底していただきますようお願いいたします。

- (1) 取引対価については、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して取引対価を決定すること。また、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、随時再協議を行い、改定を行うこと。
- (2) 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めること。
- (3) 平成21年4月30日公布の不正競争防止法改正により、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となり、近々施行が予定されている。今後、同改正を受けて改訂予定の営業秘密管理指針について、親事業者の理解を深めること等により、下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うこと。

また、貴団体傘下の親事業者に対して、下請取引適性化に関する講習会（※1）の受講を要請していただくとともに、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育などを通じて振興基準の周知に努めるよう要請していただきますようお願いいたします。

## 2. 発注における下請事業者に対する配慮等について

景気の厳しい影響が下請事業者に偏ることのないよう、下請事業者に対する発注を継続する、可能な限り前倒しで発注するなど、発注において親事業者が下請事業者に配慮する事例があります。

こうした配慮が幅広い業種で行われていくよう、貴団体傘下の親事業者に対して親事業者と下請事業者の望ましい企業間取引事例（※2）を周知していただきますよう

お願いいたします。

また、中小企業の新たな取引先の開拓を支援するため、インターネットを利用した取引あっせんシステム（ビジネス・マッチング・ステーション（BMS））（※3）を財団法人全国中小企業取引振興協会が運営しております。

BMSは、取引あっせんの外、ビジネスパートナーの検索や、官公需情報の収集等も可能なシステムとなっていることから、是非、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの登録を呼びかけていただきますようお願いいたします。

上記に関する内容については、中小企業庁ホームページに掲載されています。

※1 下請取引適正化に関する講習会

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Shitaukeseminar.htm>

※2 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集（三訂版）

<http://www..chusho.meeti.go.jp/keiei/torihiki/2009/091102ShitaukeBestPractices3rdEditon.htm>

※3 ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/BizMatchStation.htm>



## 前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発達が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多用化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多用化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親企業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとっては不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす

等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業

と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていかうとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

## 第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

### 1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るためには、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

### 2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置

を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

## 第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

### 1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これを類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

(5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。

### 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

(1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

(2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。

(5) 親事業者は、具体的発注について契約を締結する場合には、できる限りその

期間を長期化するよう努めるものとする。

- (6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

### 3) 発注の安定化等

- (1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。

- (2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

### 4) 納期、納入頻度の適正化等

- (1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。

- (2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

### 5) 発注の事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。

### 6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

- (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないように、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。

- (2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとする

きは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

#### 7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

### 第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

#### 1) 施設又は設備の導入

(1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び行程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力を行うものとする。

#### 2) 技術の向上

(1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。

(2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。

(3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。

(4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。

(5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。

(6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力を行うものとする。

(7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

る。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

### 3) 経営管理等の改善

(1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力を行うものとする。

### 4) 事業の共同化

(1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

### 5) 情報化への積極的対応

(1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。

(2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力を行うものとする。

- (3) 親事業者は、下請事業者に対して電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。
- ① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
  - ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
  - ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
  - ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
  - ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
  - ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
  - ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

##### 1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

- (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変化に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

## 2) 納品の検査の方法の改善

(1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

(2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

## 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

(1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

## 4) 下請代金の支払方法の改善

(1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

(2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。

(3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融期間の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。

② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守する



こと。

## 第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。  
また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、随時、協議を行うものとする。

## 第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

### 1) 一般的留意事項

#### (1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。

#### (2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

#### (3) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

## (4) 国等の他の施策との関連

- ① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。
- ② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画の定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。
- ③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。
- ④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。
- ⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

## (5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

- ① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
- ② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、角省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これからの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

## (6) 売掛債権の譲渡承諾

親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。

## (7) 知的財産の取扱いについて

- ① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
- ② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権など知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。
- ③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることの

ないよう、十分な配慮を行うものとする。

2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

(1) 国際化の進展に伴う留意点

① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。

- イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。
- ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。

② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。

- イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。
- ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力を行うこと。

(2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点

- ① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「向上移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。
- ② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的に支援を行うものとする。

(3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者地震が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

附 則

- 1. この基準は、平成15年11月1日から適用する。
- 2. 平成3年2月8日付け企庁第108号は廃止する。

## LETTERS BRANCH

FROM THE

## 支 部 だ よ り

## ● 静岡支部

静岡は本州のほぼ中央に位置し、京浜・中京・阪神までいずれも300キロ圏内、日本のGDPの7割が集中するこれらの大都市圏をつなぎ、ふるくは東海道、現代では東名高速道路、東海道新幹線といった国の大動脈を東西に走らせ、街道筋として機能を果たし発展してきました。また立地の優位性に加え、温暖な気候、霊峰富士や南アルプス山系による豊かな湧水資源にも恵まれ、農水産業、工業、観光など多彩な産業がこの地で育まれました。

近年においても、静岡は企業の進出地として魅力的と認識され、平成20年度企業立地件数は国内第1位。製造品出荷額19兆円は愛知、神奈川につぐ国内第3位であり、「日本のものづくり」の一翼を担っております。こうした静岡の魅力を全国、また広くアジアに発信すべく、平成21年6月、富士山静岡空港が開港しました。現在では1日

24便、札幌・小松・福岡・熊本・鹿児島・沖縄・ソウル・上海へ就航し、空路で結ばれた各地が、より身近に感じられるようになりました。機会がありましたらぜひ一度、静岡へお立ち寄りいただきたいと存じます。

さて、静岡は全国的にも製造業が盛んな県ですが、その製造業が一昨年の世界金融危機を契機に大変な落ち込みとなりました。今年に入り、県内経済はやや回復の兆しを見せていますが、まだまだ力強いものではありません。



提供：静岡県観光協会

りません。もともと「ものづくり県」である静岡は、県内企業の6割が何らかの形でアジア諸国に事業展開をしており、当面、輸出主導ではありませんが、このまま回復の兆しが続けば、設備投資の回復へとつながっていくのではないかと期待しております。

一方、景気が回復基調にあるとはいえ、私達建設機械レンタル業を取り巻く環境は、依然厳しい状況と言わざるを得ません。公共工事のみならず民間工事の激減により、会員企業においてはダメージが深まっております。今後の建設投資は先行き不透明ではありますが、さらなる工夫を重ね、体質改善と収益向上に努めていきたいと考えております。

関係各位のご指導、ご支援をお願い申し上げます。支所だよりとさせていただきます。

社団法人全国建設機械器具リース業協会

静岡支部長 田島潤一

## 平成20・21年度総会等・委員会活動報告

(平成20年5月30日～平成21年5月26日)

協会本部の各委員会の活動内容を議事録に基づき、議題を中心に簡略的にまとめたものです。年間1回(6月発行)掲載いたします。

### 第89回理事会(常任理事会と合同)

日 時 平成21年10月28日(水) 14:30～16:00  
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

#### 議 事

##### 【決議事項】

#### 1、平成22年度暫定予算執行について

「暫定予算として、平成22年度予算の成立日まで(4月・5月の2か月分)平成21年度の事業予算により収支を行う」ことについて理事会の承認が必要であることが説明され、了承された。

#### 2、事務局長人事について

事務局長の人事については、定款に理事会の同意を得て会長が指名することあることから、平成21年10月1日付けで採用したことが説明され了承された。

##### 【報告事項】

#### 3、委員会報告

- (1)運営委員会 荒井会長  
 ・平成21年度上期入退会者について  
 正会員入会9社・退会13社が報告された。  
 ・管理者教育講習会・特別教育(安全衛生教育)実施状況について

- (2)流通委員会 末田副会長  
 ・平成22年度年間事業スケジュール(案)について  
 ・流通問題について

- (3)可発専門委員会 風間常任理事  
 ・平成21年度講習会・試験結果について  
 ・平成22年度講習会スケジュールについて

#### 4、その他

- ・平成21年度「特定サービス産業実態調査」の実施に伴う協力依頼について
- ・適正燃料の調査結果について

### 第90回理事会(常任理事会と合同)

日 時 平成22年5月26日(水) 14:00～15:00  
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

#### 議 事

##### 【決議事項】

1、第37回定期総会議案書について

- (1) 第1号議案 平成21年度事業報告承認の件  
平成21年度事業について、議案書を基に説明が行われ、検討の結果原案通り総会に上程することとなった。
- (2) 第2号議案 平成21年度収支決算書承認の件  
会計監査報告
- (3) 第3号議案 任期満了に伴う役員選任の件
- (4) 第4号議案 平成22年度事業計画（案）に関する件
- (5) 第5号議案 平成22年度収支予算（案）に関する件

2、従たる事務所登記に関する件

- 3、平成22年度予算（各支部）執行に基づく月次報告等に関する件

【報告事項】

- 4、平成21年度入退会者について  
正会員入会16社・退会8社が報告された。
- 5、平成22年度年間事業スケジュールについて
- 6、委員会報告
  - (1) 運営委員会
  - (2) 流通委員会
  - (3) 可発専門委員会
- 7、全建リース総合賠償制度加入状況及び旬ゼンケン決算（案）について
- 8、その他

第37回定期総会

日 時 平成22年5月26日（火） 15:00～16:00  
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃中の間

議 事

- 第1号議案 平成21年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成21年度収支決算書承認の件  
会計監査報告
- 第3号議案 任期満了に伴う役員選任の件
- 第4号議案 平成22年度事業計画（案）に関する件
- 第5号議案 平成22年度収支予算（案）に関する件
- 第1号議案から第5号議案について審議が行われ、承認可決された。

会長・副会長と大手広域レンタル業者との懇談会

日 時 平成21年6月11日（木） 12:00～16:30  
場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

議 題

- 1、レンタル業界の現況と今後の動向について

## 運営委員会

日 時 平成21年10月28日（水） 13：45～14：30  
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠の間

### 議 題

#### 1、第89回理事会進行について

議事次第に従って進行することが確認された。

なお、厚生年金基金の状況報告について次年度より復活させ、事務局の組織改造も含め様々な取組みを行っていることが報告された。

#### 2、流通問題について

#### 3、事務局長人事について

事務局長の人事については、定款に理事会の同意を得て会長が指名することから、平成21年10月1日付けで採用したことが説明され、第89回理事会に上程されることとなった。

## 会長・副会長会議

日 時 平成21年11月19日（木） 15：00～17：30  
場 所 ホテルグランドヴィア広島

### 議 題

#### 1、平成22～23年度役員等について

- 2、一般社団法人への移行認可申請について
- 3、右記に伴う支部に対する説明会及び支部の登記について

## 運営委員会・流通専門委員会合同会議

日 時 平成21年11月26日（木） 13：00～17：00  
場 所 山の上ホテル 別館2階 海の間

### 議 題

#### 1、流通諸問題について

#### 2、管理者教育講習会講師について

## 会長・副会長会議

日 時 平成22年2月24日（水） 16：00～17：00  
場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 地下1階 萩の間

### 議 題

#### 1、次期新組織体制案について

## 流通委員会と大手広域レンタル業者、地場大手レンタル業者、並びに大型建機メーカー、汎用機メーカーとの懇談会

日時 平成21年9月9日（水） 13：00～16：30  
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

### テーマ

- 1、地域における公共工事の関係と民需の動向について
- 2、メーカーからの要望について

## 流通専門委員会

日時 平成22年3月12日（金） 13：30～16：30  
場所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

### 議題

- 1、業界の諸問題についての現状と具体的な活動方策について

## 可発専門委員会

日時 平成21年8月6日（木） 13：30～16：00  
場所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

### 議題

- 1、平成21年度 講習会・試験 実施結果について  
受講・受験申込者数は344名であり、出席者数334名、欠席者数は10名であった。内訳は正会員326名、非会員18名であった。
- 2、平成21年度 認定試験結果について  
本年度試験結果は、受験者数334名、合格者数310名、不合格者数24名、合格率92・8％となった。
- 3、不合格者の取扱いについて  
例年、不合格者には「不合格である」という通知書を送付するのみであったが、次年度受験するためにも、どの科目の点数が不足か、それとも総合点が不足していたか、明記することとなった。  
なお、次年度受験は科目免除はしない。
- 4、平成21年度 更新講習実施結果について  
更新講習は対象者1396名に対し申込者数1007名、出席者数977名、欠席者数30名であった。
- 5、平成22年度 講習会スケジュールについて  
平成22年度更新講習は、対象者数は合計で683名であり、内8割を受講見込みとしている。  
例年10会場であるが、東京地区は多人数のため2回開催とし、延べ11会場となった。なお、中国地区においては広島会場と岡山会場の交互開催とする。
- 6、定期点検済証票の普及ポスター作成について
- 7、事務処理費について



### 可発専門委員会と講師との合同会議

日 時 平成21年10月14日(水) 15:30～17:00  
 場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

#### 議 題

- 1、平成21年度 講習会・試験結果、更新講習会について
- 2、平成22年度 講習会スケジュールについて

講習地	更新講習	新規講習
沖縄	6月4日(金)	—
名古屋	6月7日(月)	6月8日(火)～6月9日(水)
福岡	6月11日(金)	6月9日(水)～6月10日(木)
広島	6月14日(月)	6月15日(火)～6月16日(水)
大阪	6月18日(金)	6月16日(水)～6月17日(木)
仙台	6月24日(木)	6月22日(火)～6月23日(水)
東京	6月25日(金)	6月28日(月)～6月29日(火)
	7月9日(金)	
札幌	7月15日(木)	7月13日(火)～7月14日(水)
高松	7月2日(金)	—
石川	7月2日(金)	—

- 3、平成22年度 講習会テキスト作成(新規・更新)について
- 4、平成22年度 試験問題作成等打合せ日程について

### 可発専門委員会

日 時 平成21年2月4日(木) 13:30～15:00  
 場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

#### 議 題

- 1、平成22年度 新規講習会案内、更新講習会案内について
- 2、平成21年度 更新講習受講者数について
- 3、定期点検済証票・定期点検記録表の頒布状況について
- 4、平成21年度決算(案)について
- 5、平成22年度予算(案)について

### 可発技術専門部会と講師との合同会議

日 時 平成22年2月18日(木) 12:00～15:30  
 場 所 山の上ホテル 本館2階 つばきの間

#### 議 題

- 1、平成22年度 可搬形発電機整備技術者認定試験問題について
- 2、平成22年度 講習テキストについて

# 建設機械等レンタル(賃貸借)基本契約書

印 紙

## 第 1 条 (総則)

賃借人を甲、賃貸人を乙(甲の連帯保証人を丙)として、建設機械など(以下「物件」という)のレンタルに関し、次の通りレンタル基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

なお、本契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

(※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通を保有する。)

## 第 2 条 (本契約の個別契約への適用)

本契約は、別途当事者間に特約のない限り、本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

## 第 3 条 (個別レンタルの申込み)

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めの上、レンタル契約を申し込む。

## 第 4 条 (個別契約の成立)

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み(口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する(以下「個別契約」という)。

ただし、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

## 第 5 条 (レンタル期間)

① レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。

② 甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めるときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

## 第 6 条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。

この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。

ただし、この保証金に利息はつけない。

## 第 7 条 (物件の引渡し)

① 乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送受託人に対して行う。

② 甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。

③ 組立・据付・あるいは解体作業をとまなう物件の引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。

④ 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにもなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

## 第 8 条 (物件の検収)

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

## 第 9 条 (物件の保守管理)

① 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件

を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。

その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。

- ② 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- ③ 甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。
- ④ 甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

#### 第 10 条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

#### 第 11 条 (物件についての損害補償)

- ① 物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して定める。
- ② 物件が、甲の使用法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ③ 甲の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

#### 第 12 条 (損害賠償責任)

甲が乙の物件の保管・使用に起因して(ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く)第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受取金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

#### 第 13 条 (禁止事項)

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を、本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

#### 第 14 条 (通知義務)

甲、乙(又は丙)は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき。

#### 第 15 条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

- ① 個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。
- ② 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③ 物件の返還は、甲乙双方立ち合いのうえ、行うこととする。ただし、甲が立ち合うことができない場合は、乙の検収をもって有効とする。
- ④ 甲は物件を返還する時は、それが甲の使用

方法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

- ⑤ 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

#### 第 16 条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

- ① 甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ② 甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③ 甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④ 甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生の申し立てをしたとき。
- ⑤ 乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

#### 第 17 条（契約解除時の処置）

前条の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取に要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

#### 第 18 条（中途解約）

- ① 個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。
- ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。
- ② 前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

#### 第 19 条（解約損害金）

本契約および別契約が第16条および第18条に

より契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

#### 第 20 条（秘密の保持）

乙はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。

また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

#### 第 21 条（連帯保証人）

連帯保証人は甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

#### 第 22 条（契約期間）

基本契約の有効期間は平成 年 月 日より 年とする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

#### 第 23 条（公正証書）

甲および丙が本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

#### 第 24 条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

#### 第 25 条（特約）

#### 第 26 条（補則）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

契約 No.

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所  
氏名

⑩

賃貸人(乙) 住所  
氏名

⑩

保証人(丙) 住所  
氏名

⑩

社団法人日本建設機械化協会  
社団法人全国建設機械器具リース業協会

## 協会支部名簿

平成22年6月現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	伊藤 豊	小野寺康夫	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	気田福俊	浅野修司	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
秋田支部	三浦正義	小室忠男	010-0201	秋田県潟上市郡天王字棒沼台282 (株)秋田中央機工内	018-872-2402	018-872-2403
岩手支部	高橋悦見	高橋良男	028-3623	岩手県紫波郡矢巾町煙山第10地割27-1 (有)ダイユウ機販明広内	019-611-2234	019-611-2234
宮城支部	長根常雄	小原 透	984-0015	宮城県仙台市若林区御町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	東海林寛次	東海林寛次 (兼任)	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	佐藤清二	斎藤 博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
新潟支部	酒井安治	—	950-0941	新潟県新潟市中央区女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚幸司	石原栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-5595
栃木支部	北條光一	伊藤義昭	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2FC	028-636-0102	028-636-0103
東京支部	鬼丸卓哉	前田秀雄	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キャビル5F	03-3255-0515	03-3255-0516
神奈川支部	風間英夫	植田美奈江	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケーブラザ横浜III1103	045-440-1116	045-440-1117
長野支部	原 茂	倉田五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
静岡支部	田島潤一	田島潤一 (兼任)	422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹1-14-14 (株)レント内	054-238-8022	054-238-8033
中部支部	榊原 章	水谷勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	高野泰行	小倉秀信	938-0004	富山県黒部市飯沢831-2 小倉方	0765-52-2688	0765-57-1265
石川支部	安田正之	大山 勇	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーボミツクチ10号	076-238-7097	076-238-7597
福井支部	河崎晴一	森井敏彦	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2F	0776-24-7295	0776-24-7296
滋賀支部	吉川喜彦	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷3-14-25 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	北野一雄	中谷穂利枝	556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町2-3-14 ダイトービル505号	06-6561-7405	06-6561-7407
和歌山支部	角口賀敏	丸田美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 VPビル1F	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	末田芳晴	神田久大	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	宇都宮昭憲	高島英昭	733-0873	広島県広島市西区古江新町4-23 アルファ大田201号室	082-275-0532	082-275-0538
四国支部	仲田優晴	美馬 博	770-0044	徳島県徳島市庄町3-16 喜多機械産業(株)内	090-7789-2823	088-631-9270
九州支部	中野 登	伊藤公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	佐久本嘉幸	富村英生	901-2101	沖縄県浦添市西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410

## あ と が き

会員各位におかれましては、日頃より協会活動にご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

平成二十二年第三十七回定期総会（五月二十六日開催日）が滞りなく終了いたしました。

本年度は、任期満了に伴う役員改選も行われましたので、会長・副会長の就任挨拶等を「かいほう67号」によりご報告いたします。

角口新会長の就任挨拶にもありますが、平成二十二年事業計画を着実に推進いたしましたして、協会組織の活性化が図られることになると思いますので、ご協力をお願いします。又、事務局スタッフは三人の少人数ですが、「かいほう」を通じて情報を共有させて頂き充実した編集に取り組みますので、会員の皆様のご意見を事務局にお寄せください。最後になりましたが、会員各位のますますのご隆盛を祈念申し上げます。

平成二十二年六月

事務局

## かいほう No.67

発行日 平成二十二年六月  
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会

〒一〇一〇〇三八  
東京都千代田区神田美倉町十二一  
キヤビル五階

TEL 〇三―三二五五―〇五一  
FAX 〇三―三二五五―〇五三

発行責任者 事務局  
制作編集 株式会社 ユニ・ポスト

〒一〇一〇〇四七  
東京都千代田区内神田三―四―十二  
TEL 〇三―三二五二―〇〇一三

